

小学校の一日の生活



A 小学校 1 年生の一日の例

②授業の始まりと終わりにはチャイムが鳴ります。始まりのチャイムが鳴り終わるまでに自分の席に着きます。



④給食は、準備に約15分、食事に約20分、片付けに約10分を、目安としています。交代で給食当番となり、配膳や片付けをします。

⑥5時間目が終わったところで「帰りの会」を行い、その日の反省をしたり次の日の連絡を聞いたりします。



①学校に着くと自分の教室に入り、持ってきた学習用具を机の引き出しに入れ、ランドセルをロッカーに入れます。

③授業と授業の間には10~20分の休み時間があり、晴天時には運動場で、雨天時には教室で、遊びや読書をして過ごします。

⑤清掃は学級全員で分担をします。1年生も自分たちの教室とその廊下が中心となり、担任の示範や指示によって15分ほどかけてきれいにします。

小学校においては、各小学校によって、また、曜日によって多少の差はありますが、通常次のように一日を過ごします。

幼稚園の一日の生活

早朝保育

… *預かり保育(保護者の就労に応じて)

たとえば、ある園の一日の生活の流れを紹介すると…

8:50~

○登園(徒歩)

- ・先生や友だちにあいさつする。
- ・所持品の始末をする。
- ・手洗い、うがいをする。



9:00~

○各々、先生や友だちと一緒に遊びに取り組む。(室内や園庭で)

○みんなで一緒に、楽しい活動に取り組む。

興味関心に基づき、自然な生活の流れを作り出します。年齢や時期・活動内容に応じて時間の区切りは変わります。

ねらい：先生や友だちとの遊びを通して、様々な能力や態度を身につける。

< A児の例 > ○ A児(幼児)の姿(行動)

★保育者の援助

○牛乳パックでこまを作りたいと要求する。

★保育者は、幼児には難しい(牛乳パックに穴を開ける)作業を手伝い、芯材(つまようじ)を用意する。

○いくつもこまを作り、回す。

○数人の幼児が興味をもち、集まってくる。同じものを作り、一緒にこまを回して遊ぶ。

○見ていたB児が「スタート」の合図を言う役になり、遊びがしばらく続く。

★保育者も仲間に入って遊ぶ中で、よく回るこまを認めたり、どうしてまわらないのか疑問を投げかけたりし、幼児同士で考えを出し合ったり工夫したりする機会をつくる。(遊びの充実・友だちとのかわりへ)

○遊んだ場所を片付け、いすを並べて、全員で「いす取りゲーム」をする。

★保育者は、遊びに変化をもたせ、「みんなで行うこと」がより楽しくなるように、新しいルールを加えることを提案したりする。

11:45~

○片付ける。

○昼食(弁当・給食)

- ・用便、手洗い、うがいをする。
- ・当番は、机を運んだり拭いたりする。
- ・「いただきます」のあいさつをする。
- ・食後、歯を磨く。

活動には、クラス全員で行う活動・個々に行う活動・グループで行う活動といろいろありますが、活動の主体は幼児であり、保育者は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図をもって環境を構成します。

12:45~

○午前中の遊びの続きをしたり、別の興味・関心のある遊びをしたりする。

○片付ける。

13:30~

○先生の話の聞いたり、絵本や紙芝居をみたりする。

○みんなで歌ったり、ゲームをしたりする。

○今日一日の出来事について、話を聞いたり、話したりする。

14:00

○降園(徒歩)

延長保育

… *預かり保育(保護者の就労に応じて)

保育園の一日の生活



たとえば、ある保育園の一日の生活の流れを紹介すると…

0・1・2歳児

3・4・5歳児

時間外保育

○登園

- ・先生や友だちにあいさつする。
- ・所持品の始末をする。
- ・遊ぶ。

顔をみたり、スキンシップをとりながら受け入れています。

時間外より引き継ぎ

○登園

- ・先生や友だちにあいさつする。
- ・所持品の始末をする。
- ・遊ぶ。

○おやつ

- ・手洗い
- ・排泄
- ・おむつ交換

自分の好きな遊びをみつけてじっくりと取り組んだり、友だちや保育者と一緒に遊んだりする。

○遊ぶ。

○昼食

- ・排泄
- ・おむつ交換

個人差が大きいので、一人一人の子どもの成長に合わせてすすめています。

○午睡

- ・排泄

疲れや緊張を和らげるように休息をとります。眠れないときは、横になり、体を休め、静かに過ごせるようにしています。

○起床

- ・排泄
- ・着替え

○おやつ

○遊ぶ。

○降園

一日のなかの食事と考え、菓子ではなく軽食を提供しています。

時間外保育

○遊ぶ。

○降園

7:00~

8:30~

10:00~

11:00~

12:00~

13:00~

15:00~

16:30~

19:00

時間外保育

○登園

- ・先生や友だちにあいさつする。
- ・所持品の始末をする。
- ・遊ぶ。

時間外より引き継ぎ

○登園

- ・先生や友だちにあいさつする。
- ・所持品の始末をする。
- ・遊ぶ。

○片付ける。

- ・排泄

○遊ぶ。

クラス全員で行う活動・個々に行う活動・グループで行う活動といろいろあり、保育者や友だちとかかわりながら遊びます

○昼食（給食）

- ・排泄
- ・手洗い、うがいをする。
- ・当番は、机を運んだり拭いたりする。
- ・「いただきます」のあいさつをする。
- ・食後、歯を磨く。

旬の素材を使うようにし、手作りで給食を作っています。

○午睡

小学校入学に向けて、5歳児クラスは午睡時間を短くしています。疲れたときや眠くなったときには、体を休めるようにしています。

○起床

- ・排泄
- ・着替え

○おやつ

○遊ぶ。

○降園

時間外保育

○遊ぶ。

○降園

年齢によって多少の差があります。特に未満児は、月齢差・体調によって、一人一人の状態に応じた保育を行います。

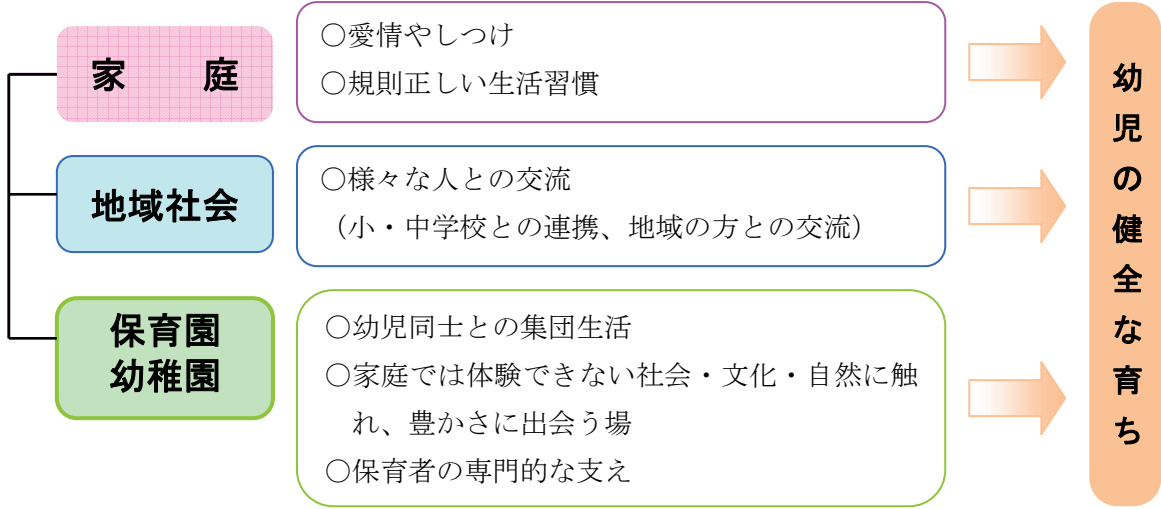
小学校の制度について

区 分	小 学 校
1 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法第29条 <p>小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。</p>
2 所 管	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省 <ul style="list-style-type: none"> ・国立小学校…国立大学法人 ・公立小学校…教育委員会 ・私立小学校…都道府県
3 設 置 者	<ul style="list-style-type: none"> ●国、地方公共団体、学校法人（私立学校法第3条に規定するもの） （学教法第2条）
4 設 置・運 営 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法施行規則第40条～49条 ●小学校設置基準（学教法第3条、第38条）
5 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの児童（学教法第17条）
6 入 学・入 園・入所の 条件 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでを就学義務。（学教法第17条） ●小学校の修業年限は、6年とする。（学教法第32条）
時 期	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
7 教 育（保 育）時間・ 日数	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。（第1学年782時数） （学校教育法施行規則第51条）
8 教 育（保 育）内容の 基準	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。 （学教法第33条） ●小学校の教育課程は国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。 （学校教育法施行規則第50条）
9 指 導 法 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ●教科中心、系統的 ●単位時間（45分と規定）で内容を区切り、時間割が組まれる。 ●目標を設定し、内容（要素を抽出）に沿ってそれにふさわしい活動を与えて行わせる。 ●全員共通な教材と場を教師が選び、一斉に揃って活動する。 ●ねらいは到達度を示し、教材を与え、教師の指導助言により学習をすすめる。

幼稚園・保育園の制度について

幼 稚 園	保 育 所
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉法第39条 ① 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 ② 保育所は前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立幼稚園…国立大学法人 ・ 公立幼稚園…教育委員会 ・ 私立幼稚園…都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村
<ul style="list-style-type: none"> ● 国、地方公共団体、学校法人等（学教法第2条） 設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は都道府県知事の許可が各々必要である。（学教法第4条） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体、社会福祉法人等（児福法第35条） 設置に当たっては知事の許可が必要である。（ただし、設置者が都道府県の場合は、この限りではない。） （児福法第35条）
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法施行規則第36条～39条 ● 幼稚園設置基準（省令） （学教法第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉施設最低基準（省令） （児福法第45条）
<ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学教法第26条） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育に欠ける 乳児（1歳未満） 幼児（1歳から小学校就学の始期まで） （児福法第4条、第39条）
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が幼児教育を受けさせることを希望する場合（家庭の判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより「保育に欠ける」と認めた児童につき入所を決定。（市町村が家庭の状況を調査） ● 保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市町村に申し込む。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学年の始（4月）、学年の終（3月）が一般的 ● 満3歳の誕生日から入園できる。 ● 就学を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育に欠ける状況が発生したとき ● 保育に欠ける状況が消滅したとき （年度途中、随時入退所）
<ul style="list-style-type: none"> ● 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。（学校教育法施行規則第37条） ● 幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。 ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。（幼稚園教育要領） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として1日8時間、その地方における乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭状況等を考慮して保育所長が定める。（児童福祉施設最低基準第34条） ● 延長保育、夜間保育も実施。春、夏休みなし。
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。 （学教法第25条） ● 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、教育課程その他の保育内容の基準として幼稚園教育要領による。（学校教育法施行規則第38条）すなわち、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が示されている。（平成元年4月） ● 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。（幼稚園設置基準第4条） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。（児童福祉施設最低基準第35条） 〔保育所保育指針に具体的な内容を明示〕 ● 3歳以上は幼稚園教育要領と同じく5領域を設定、保育所保育の特徴として養護的内容を配慮（3歳以上では「基礎的事項」として5領域と分離して示す）。 （平成2年4月） ● 学級編制…特に規程はない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活中心、経験的 ● 1日が最小の単位であり、興味や意識の流れを重んじる。 ● ねらいを教師（保育者）がもち、機会や場をとらえたり、幼児の活動をねらいに方向付けたりする。 ● 幼児の選ぶ多様な活動を行いながら、集団の中での育ちを重視する。 ● ねらいは方向を示唆し、環境にふくませて、幼児のかかわり方を教師（保育者）が援助する。 	

家庭、地域社会、保育園・幼稚園の三者が子どもの育ちを支えます



保育園・幼稚園は、家庭や地域とともに子育ての中心的な役割を果たしています

保育園「園庭開放」

地域の方へ園庭開放をしています。
 さまざまな年齢の子どもたちと触れ合いながら親子で一緒に遊んだり、同じ年齢の子と同じ部屋で集団保育の体験をしたり、保育園の行事の参加や保育園の見学もできます。子育てに関する相談は、保育士・看護師・栄養士が受け付けます。

幼稚園「子育てすこやか広場」

地域の子育て支援をするために、市立幼稚園を地域に開放しています。0歳児から親子で遊べる『にこにこランド』と、翌年度に幼稚園入園予定のお子さんを対象とした『わくわくランド』があります。
 そこでは、遊具で遊んだり、紙芝居をみたり、親子でリズム遊びをしたりします。幼児にとっては安心して遊べる場として、また保護者同士の交流の場となっています。在園児との交流もあり、楽しいひと時が過ごせます。

保育園「一時保育」

保護者の就労や傷病などによる入院・病気、私的な理由など一時的に保育ができなくなった場合に、保育園の一時保育専用の部屋でお子様をお預かりします。内容により利用回数が異なります。(有料：電話予約)
 実施園：
 東野保育園/高洲保育園/浦安駅前保育園/弁天保育園/しおかぜ保育園/ポピンズナーサリー新浦安

幼稚園「預かり保育」

預かり保育とは、幼稚園の保育時間前後や長期休業中に、保護者の就労や傷病などによる入院・病気で家庭での保育が困難となった園児を幼稚園の管理下で預かるものです。
 家庭的な雰囲気の中かでゆったりと過ごし、友だちとの豊かなかかわりや基本的な生活習慣の育成などを援助します。(有料)
 実施園：
 若草幼稚園/舞浜幼稚園/美浜北幼稚園

※ この他、それぞれの園で特色ある取り組みをしています。

策定委員会のメンバー

○ 幼保統一カリキュラム策定委員会のメンバー構成

		氏 名 ・ 所 属	備考
スーパーバイザー		秋田 喜代美 氏 (東京大学大学院 教育学研究科教授)	
0 ～ 2 歳 部 会	アドバイザー	金田 利子 氏 (白梅学園大学 子ども学部教授)	
	保育園関係者	小川 理枝子 (入船保育園長)	副委員長・準備委員
		相川 芳江 (猫実保育園長)	部長
		加藤 多津子 (保育幼稚園課)	準備委員
		芦田 直子 (日の出保育園保育士)	
		山岸 節子 (高洲保育園保育士)	
		河口 智恵美 (富岡保育園副園長)	
		早川 倫代 (当代島保育園副園長)	
		平野 明美 (保育幼稚園課)	準備委員
	幼稚園関係者	石井 ひろ子 (若草幼稚園長)	委員長・準備委員
		落合 麻里 (堀江幼稚園長)	
		大友 尚子 (みなみ幼稚園主任教諭)	
		山本 真希子 (美浜北幼稚園教諭)	
	3 ～ 5 歳 部 会	アドバイザー	砂上 史子 氏 (千葉大学教育学部准教授)
保育園関係者		泉澤 弥生 (高洲保育園長)	準備委員
		大塚 久美子 (入船保育園副園長)	副部長
		坂口 まさ子 (保育幼稚園課)	
		松崎 薫 (猫実保育園保育士)	
		三代川 紀子 (東野保育園保育士)	
幼稚園関係者		中里 恵美子 (青葉幼稚園長)	部長・準備委員
		斉藤 悦子 (見明川幼稚園主任教諭)	
		山口 美香 (美浜南幼稚園教諭)	
		平野 麻美 (富岡幼稚園教諭)	
		加納 千恵子 (指導課指導主事)	準備委員
幼保小 連携部 会	アドバイザー	中澤 潤 氏 (千葉大学教育学部教授)	
	小学校関係者	高橋 光法 (浦安小学校校長)	部長
		石村 博美 (指導課主幹)	副部長
		山本 伸一 (浦安小学校教務主任)	
		原 早苗 (指導課指導主事)	
	幼稚園関係者	石井 ひろ子 (若草幼稚園長)	準備委員(0・2兼務)
		高梨 智子 (青葉幼稚園主任教諭)	準備委員(3・5兼務)
		加納 千恵子 (指導課指導主事)	準備委員(3・5兼務)
	保育園関係者	大塚 久美子 (入船保育園副園長)	準備委員(3・5兼務)
		坂口 まさ子 (保育幼稚園課)	準備委員(3・5兼務)
食育部 会	アドバイザー	金田 利子 氏 (白梅学園大学子ども学部教授)	
	保育園関係者	石川 孝子 (猫実保育園栄養士)	
		小鍛冶 千恵子 (東野保育園栄養士)	
		高野 友美 (富岡保育園保育士)	
		橘 由美子 (日の出保育園保育士)	
	幼稚園関係者	加藤 由嘉利 (富岡幼稚園主任教諭)	
		指田 有子 (美浜南幼稚園主任教諭)	
事務局	當銀 玲子 (保育幼稚園課主幹)		
	小嶋 哲夫 (保育幼稚園課係長)		